

## 求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項 改訂項目一覧

※求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項(本文)及び別添について今回、改訂した箇所を青字とし、時限措置の取扱いについては、黄色のマークで記載しています。

| 文書           | 番号 | 改訂箇所       | 頁          | 改訂内容  |
|--------------|----|------------|------------|---|
| 留意事項<br>(本文) | 1  | 全体         | -          | 平仄の訂正(誤字、表記ゆれ及び参照番号の訂正、文章の平易化等)   |
|              | 2  | 受講申込書      | P7-8       | ハローワークで令和5年8月頃から電子メールによる受講申込み受付を開始する予定です。ハローワークによる電子メールでの受講申込み受付開始後、受講希望者が電子メールによる受講申込書等の提出を希望する場合には、ハローワークから受講希望者に対し、訓練実施施設に問い合わせを行ったうえで電子メールでの提出を行うよう指示することとしますので、電子メールによる提出を希望する受講希望者から問い合わせがあった際には、訓練実施施設において電子メールでの受講申込み受付が可能な場合は、提出先メールアドレス等を案内するなど対応してください。(各ハローワークにおいて準備が整い次第、電子メールによる受講申込みを開始する予定です。ハローワークによって電子メールによる受講申込みを開始する時期は異なります。具体的な開始時期を確認したい場合は各ハローワークへお問い合わせください。) |
|              | 3  | 修了要件の特例    | -          | 令和5年5月8日以降に開講するコースについては、新型コロナウイルス感染症に感染した場合等を理由に、訓練受講日数の割合が8割未満となり修了要件を満たさなくなった受講者のうち、当該理由による欠席を仮に出席として取り扱えば、訓練受講日数の割合が8割以上となる者について受講継続を認める取扱いが廃止になりましたので本文の該当箇所について削除しました。   |
|              | 4  | 振替         | P25        | 振替を実施した場合は、出席管理の対象となるため、訓練日誌の作成、振替日に受講者が欠席等した場合は欠席・遅刻・早退・欠課届が必要です。なお、振替を有料で行うことはできないため、「補講に係る留意事項」(別添7)に掲げている法定講習を有料で実施する場合は、補講となり出席管理の対象とはなりません。   |
|              | 5  | 帳簿の保管      | P44        | 受講者出欠報告書(様式A-32別添を含む)、職場見学等実施報告書総括表(様式A-52別添を含む)、企業実習実施報告書総括表(様式A-55別添を含む)については、原本を保管することになりました。  |
| 留意事項<br>(別添) | 6  | 別添6        | P79-80、P82 | 感染症一覧が改訂されました。  |
|              | 7  | 別添14       | P105-111   | 職場見学等実施報告書総括表(様式A-52別添を含む)、企業実習実施報告書総括表(様式A-55別添を含む)については、写しを労働局、機構支店へ提出することになりました。   |
|              | 8  | 別添17別紙2    | P122       | 令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症を理由に訓練を欠席した場合の取扱いについて、客観的な資料を求めず、聞き取りなどにより「やむを得ない理由がある欠席」とする特例が廃止されました。詳細は労働局、ハローワークにお問い合わせください。   |
|              | 9  | 別添19       | P127       | 新たに「職業訓練受講給付金支給申請書」の記載例を追加しました。   |
| 様式集          | 10 | 参考様式6      | P21        | 令和5年5月8日以降に開講するコースについては、新型コロナウイルス感染症に感染した場合等を理由に、訓練受講日数の割合が8割未満となり修了要件を満たさなくなった受講者のうち、当該理由による欠席を仮に出席として取り扱えば、訓練受講日数の割合が8割以上となる者について受講継続を認める取扱いが廃止になりましたのでその旨について削除しました。   |
|              | 11 | 様式A-32参考様式 | P45        | 受講者が訓練実施施設に通所する日がなく、本人署名を求めることが困難な場合があるため、新設しました。   |
|              | 12 | 参考様式7      | -          | 令和5年5月8日以降に開講するコースについては、新型コロナウイルス感染症に感染した場合等を理由に、訓練受講日数の割合が8割未満となり修了要件を満たさなくなった受講者のうち、当該理由による欠席を仮に出席として取り扱えば、訓練受講日数の割合が8割以上となる者について受講継続を認める取扱いが廃止になりましたので参考様式7-11を削除しました。   |
|              | 13 | 様式B-18     | P89-90     | 感染症一覧が改訂されました。  |
|              | 14 | 様式A-39     | P91-92     | 感染症一覧が改訂されました。  |
|              | 15 | 様式B-19     | P93-94     | 感染症一覧が改訂されました。  |
|              | 16 | 様式A-34     | P117-118   | 裏面の注意事項欄に、「未回答、追跡不能」の者について、回収困難となった経緯が分かる個別報告書(様式は任意)を添付すれば、労働局又は公共職業安定所が公共職業安定所に提出された就職状況報告書(様式C-9)や雇用保険データ等に基づき適用就職等を確認して、雇用保険適用就職率の就職者に含めることができる場合(就職状況報告書(A-14)の回収率が80%を超える場合に限る)がある旨追記されました。   |